



一般社団法人
次亜塩素酸化学工業会
Hypochlorous acid Chemical Industrial Association

一般社団法人次亜塩素酸化学工業会は、2024年4月1日より『次亜塩素酸水のJSA規格準拠』認定マークの付与規定を改定します。

一般社団法人次亜塩素酸化学工業会（以下、当工業会）は、一般市販の次亜塩素酸水に関する最も信頼できるJSA規格（JSA-S1012:2022次亜塩素酸分子水溶液）準拠の認定マークの付与に関する規定を2024年4月1日より改定します。この改定による当工業会の目指す新たな方向性は、会員数の増加とJSAマーク普及など各種情報発信のための基盤の強化です。



JSA規格「JSA-S1012:2022次亜塩素酸分子水溶液」について

JSA規格「JSA-S1012:2022次亜塩素酸分子水溶液」は、次亜塩素酸水の品質と安全性に関する基準を定めています。この規格に準拠して製造された次亜塩素酸水は、その品質と安全性が確保されていることが保証されます。この規格は、次亜塩素酸水の製造業者だけでなく、それを利用する消費者にとっても信頼できるガイドラインとなっています。

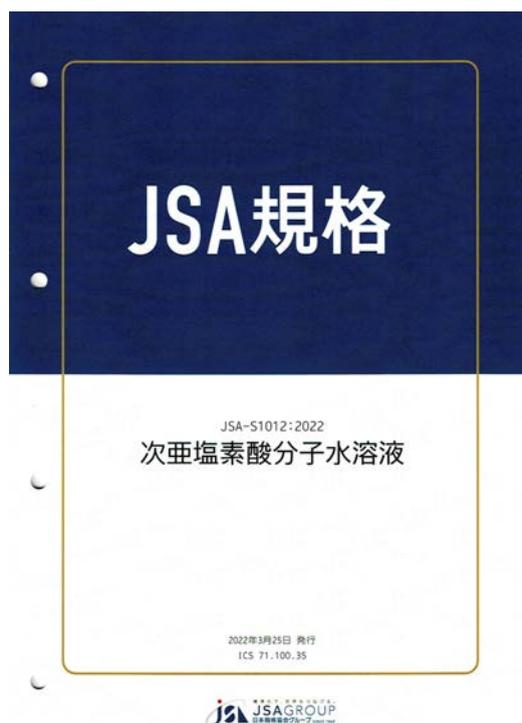
日本規格協会 JSA GROUP Webdesk

日本規格協会のWeb販売サイト「JSA Webdesk」のページです。日本産業規格JISや国際規格ISO・IEC、海外規格ASTM・BS・DIN・ASME・UL等の規格販売。品質管理や信頼性等の管理技術、ISOマネジメントシステム

https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunshyo_id=JSA-S1012:2022



https://webdesk.jisa.or.jp/pdf/dev/md_5487.pdf



JSA規格の発行団体、一般財団法人日本規格協会について

一般財団法人日本規格協会（JSA）は、国内で最も信頼できる標準化の推進団体であり、次亜塩素酸分子水溶液のJSA規格（JSA-S1012:2022）の発行団体でもあります。JSAは、産業標準化法に基づき、経済産業省から認可を受けた唯一の標準化団体であり、標準化活動を通じて、産業の発展と消費者の利便性向上に寄与しています。

JSAは、新しい技術や製品に関する基準を策定し、それをJIS（日本工業規格）として公表します。これにより、製品やサービスの品質と安全性が保証され、消費者の信頼を獲得することが可能となります。

日本規格協会グループとは | 日本規格協会（JSA）

日本規格協会（JSA）は、6つの事業を通して、工業標準化及び品質管理を普及、推進し、社会生活の向上を目指しております。

 <https://www.jisa.or.jp/jsa/>

認定マーク付与規定の改定ポイント

入会資格条件の緩和と『JSA特別会員資格』の新設

これまで、一般社団法人次亜塩素酸化学工業会への入会には「会員の推薦」が必要でした。これは、一部の企業や個人にとっては高いハードルとなり、申請をためらう要因となっていました。今回の改定により、この『会員の推薦』を必要としない『JSA特別会員資格』を新設し、申請をより容易にします。これにより、次亜塩素酸水業界の新規参入者や小規模な事業者でも、より簡単に当工業会への入会が可能となります。

『JSA特別会員』申請の基本的な流れ

1. 工業会ホームページの「一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会入会申し込み手順」に従い申請してください。 <https://hcia.or.jp/262>
2. 申請書の提出の後、書類審査の合格連絡を受けたのち、現在販売されている商品をお送りいただきます。（商品の表記も確認しますので、商品そのものをご送付いただきます。）
*書類審査に不備があった場合、事務局から修正の依頼をさせていただきます。
*商品が複数ある場合は、事務局に取り扱い方をお問い合わせください。
3. 試験期間は、商品到着後2ヵ月程度となります。（うち加速度試験1ヵ月を含む）
4. 試験結果の可否を書面で通知いたします。
*不合格の場合、改善すべきポイントをお伝えしますので、改善後、再検査を受けていただきます。
5. JSA特別会員の取得、検査、年間使用権料
申請料＋認定検査料＋1年間の認定マーク使用権料として初年度総額20万円、翌年以降は更新手数料＋簡易検査料＋1年間の認定マーク使用権料として10万円が必要となります。
これにより、次亜塩素酸水業界の一層の発展と、次亜塩素酸水の品質保証を期待しています。

大きな変更ポイント

認定マークの使用料を定額方式に変更

【従来】

認定マークの取得には、入会金や年会費の他に、初回のみ認定検査費用と認定シールの購入コストが別途必要でした。これにより、認定マークの取得が負担となる事業者も存在しました。

【変更後】

今回の改定により、認定マークの使用権料を使用数量に関わらず1年間の定額制とします。これにより、大量に認定マークを使用する大規模企業でも、少量しか認定マークを使用しない小規模事業者でも、同じ金額で認定マークを利用できます。

これらの改定により、より多くの企業が次亜塩素酸水の『JSA規格準拠』の認定マークを取得し、その信頼性を証明できることを期待しています。これは、次亜塩素酸水の品質を保証すると同時に、業界全体の信頼性と透明性の向上にも寄与します。当工業会は、今後も次亜塩素酸水業界の健全な発展を支えるため、JSA規格の適用と認定マークの普及に引き続き努めて参ります。

工業会の会員企業が取り扱う、安心の「次亜塩素酸水」をお勧めします。

「一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会」 会員一覧

【企業正会員】

Renafine株式会社 [次亜塩素酸水製造装置メーカー]

東京都墨田区緑2-10-11

電話番号：03-3631-9656

<https://www.renafine.jp/>

フジパスク株式会社 [取扱商品名：シックシャット SickShut]

東京都世田谷区上馬4-2-5 上馬セントラル4F・5F

電話番号：03-5432-9480

<https://passc.co.jp/product/>

株式会社光と風の研究所 [取扱商品名：ジアットX キレイ空間]

東京都渋谷区富ヶ谷1-38-5

電話番号：03-5465-5439

<https://product.solarwindtech.jp/jiatto-x/>

パークス株式会社 [取扱商品名：エヴァウォーター EvaWater]

熊本市南区川尻1-3-21

電話番号：096-273-6115

<https://www.parks-japan.com/>

合同会社ヒポクラテス [取扱商品名：PHA01、次亜NEXT]

東京都台東区浅草橋3-28-12-303

電話番号：03-3861-2561

<https://hipoclates-labo.com/>

ケミカルデザイン有限会社 [取扱商品名：レグノア ジアブレイズ]

〒375-0002 群馬県藤岡市立石1184

電話番号：0274-40-3711

<https://www.chemicaldesign.co.jp/>

サンテクノ [取扱商品名：ナノ炭酸次亜塩素酸水]

長崎県長崎市元船町5-10

電話番号：095-865-6485

エコア株式会社 [取扱商品名：ハイパーエコアクア]

東京都立川市羽衣町1-5-15

電話番号：042-524-3232

<https://www.ecoreshop.com/>

【企業賛助会員】

有限会社SAMORE [取扱商品名：コモスイ Comosy]

東京都中央区日本橋小網町16-19 大都ビル1F

電話番号：03-3249-5350

<https://comosy.net/index.html>

■会社概要

商号：一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会

代表者：代表理事 石田 智洋

本店所在地：東京都墨田区緑2-10-11 2F

本部事務局：東京都世田谷区上馬4-2-5 上馬セントラル 4F

設立：2020年8月

事業内容：次亜塩素酸水の科学的かつ有効な規格基準の策定

：安全かつ効果的な使用の普及・啓発活動

URL：<https://hcia.or.jp>